

# 令和6年第9回金沢市農業委員会総会

## 議 事 録

- 1 日 時 令和6年9月25日（水）午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和6年第9回金沢市農業委員会総会議案書」  
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり  
(農業委員19名、農地利用最適化推進委員8名、  
事務局3名)
- 5 議 事 別紙のとおり

## 令和6年第9回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

### 農業委員

	委員氏名	出欠
1	中田 久志	○
2	井口 栄市	○
3	東 穰	○
4	東中 守	○
5	新田 涼子	○
6	山口 範子	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	福井 伸一	○
9	田辺 善郎	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	山川 叔枝	○

	委員氏名	出欠
15	奥村 明義	○
16	北本 久一	○
17	鮎岡 裕	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 19名

欠席 名

計 19名

### 農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	山下 一	○
2	高村 雅一	○
3	山岸 良一	○
14	堀越 一彦	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	中村 義昭	○
8	菊知 亮	×

	委員氏名	出欠
9	吉本 尚紀	○

出席 8名

欠席 1名

計 9名

### 農業委員会事務局

	氏名・役職
1	長田事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	山主任主事

	氏名・役職

## 別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和6年第9回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。</p> <p>よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は8名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、中田委員と、東委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良くと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。  それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。  川端副会長、議長をお願いします。</p>
川端副会長	<p>円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書をご覧ください。</p> <p>最初に、令和6年第8回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和6年第8回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請9件については、8月28日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第4条許可申請1件については、8月28日付けで知事あてに送付し、9月20日付けで許可書が交付されております。</p> <p>農地法第5条許可申請2件については、8月28日付けで知事あてに送付し、9月20日付けで許可書が交付されております。</p> <p>非農地証明願3件については、8月28日付で証明書を交付しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、9月11日付けで公告しております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、8月28日付けで金沢市長あて回答しております。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p>

	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページです。</p> <p>今回、河北潟地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、湖南町の案件で、新規就農のため、賃借権を設定するものです。借受人は、金沢農業大学校の研修生です。</p> <p>申請地の現況は畑であり、譲受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、1件で、面積は5,929 m<sup>2</sup>です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p>

	<p>議案書は2ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、川北地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、大浦町の案件で、所有権の移転を伴う駐車場への転用申請です。農地の区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の規模の一団の農地区域内にあることから第2種農地と判断されますが、既存敷地の拡張であることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、1件で、面積は合計484㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、山川委員から調査結果をご報告願います。</p>
山川委員	<p>9月18日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
川端副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>地区担当委員の山川委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。</p>
川端副会長	<p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明</p>

	<p>願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページです。</p> <p>今回、三馬地区から1件の申請がありました。</p> <p>現地の状況につきましては、9月11日、事務局が現地調査を行い、申請地すべてにおいて、申請どおり耕作されていることを確認しております。</p> <p>また、地区担当委員の二口委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。</p> <p>以上、1件で、面積は合計984㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 非農地証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 非農地証明願について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページです。</p> <p>今回、小坂地区から、3件の申請がありました。</p> <p>番号1、番号2は御所町の案件で、山間地等にある農地が</p>

	<p>長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>現況については、9月6日、事務局にて申請のとおり山林化していることを確認しています。</p> <p>番号2は、高柳町の案件で、旧農地調整法改正施行期日以前からすでに農地以外の土地であったと認められることから申請があったものです。</p> <p>以上、3件で、面積は1,111 m<sup>2</sup>です。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、今回の議案第4号 非農地証明願についてのうち、番号1, 2につきましては、山村委員が申請人となっている案件でございます。</p> <p>このため山村委員は、農業委員会法第31条第1項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いします。</p> <p>(山村委員、退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願についてのうち、番号1, 2につきましては、原案のとおり証明することにご異議ございますか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号のうち、番号1, 2につきましては、原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>それではここで、山村委員にご着席していただくこととします。</p> <p>(山村委員 着席)</p> <p>次に、議案第4号 非農地証明願についてのうち、番号3に関して、ご質問ございますか。</p>



	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願についてのうち、番号3に関しては、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページです。</p> <p>利用権貸借の一般分について、小坂地区から2件の申し出がありました。</p> <p>賃借権を設定する、契約期間が4年7か月の新規設定が1件です。面積は合計1,636㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおりに決定い</p>

	<p>たします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第1号及び第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は6ページから12ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が5件で、面積は合計2,192 m<sup>2</sup>、第5条が17件で、面積は合計8,028 m<sup>2</sup>です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は13ページから15ページです。</p> <p>届出件数は6件、解約理由は売買及び貸借権設定のためで、面積は合計1,834 m<sup>2</sup>です。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p>

	<p>について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は 16 ページから 18 ページです。</p> <p>届出件数は 2 件で、面積は合計 9,513.91 m<sup>2</sup>、取得事由はいずれも相続で、番号 1 については、あっせんの希望がありましたので、地区担当委員の中田委員、東中委員及び新田委員があっせんできる農地かどうか、現況確認を行っております。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は、19 ページから 23 ページです。</p> <p>権利設定に関して、潟津地区で 2 件あり、面積は合計 57,601 m<sup>2</sup>です。賃借権を設定する契約期間が 10 年のものが 1 件、使用貸借による権利を設定する契約期間が 10 年のものが 1 件です。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>

会 長	<p>川端副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第6号 地域計画に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号 地域計画に関する意見決定についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、1ページ及び2ページです。</p> <p>本件は、農業経営基盤強化促進法第19条に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の策定に当たり、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、金沢市から本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>この地域計画は、各地区の10年先の担い手に集積すべく、農地についての計画を定めるものであります。</p> <p>今回、協定を受ける各地区の委員の皆様には、事前に詳細について確認していただいております。同法の規定に基づき、農業委員会で議案として審議、ご意見をいただいたのち、公告がなされ、地域計画が決定されることとなります。</p> <p>今回、意見を求められている地域計画は、議案書に記載のとおり、大桑地区を含む9地区における地域計画です。</p> <p>以上、ご審議の程、よろしくお願いします。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>（質問なし）</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 地域計画に関する意見決定については、金沢</p>

	市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
小林副会長	ご異議なしと認め、議案第6号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。 以上で、農政部門の案件は終了いたしました。 委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。
会 長	小林副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。 事務局、説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、9月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。

---

	委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。
--	----------------------------------

---